毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc

 \bigcirc

公 告 規 教育委員会規則 ●県立学校学則の一部を改正する規則 ◉特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(◉特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 平成十六年香川県告示第百二十五号 (公営住宅法施行令第二条第一項第四号 土地改良事業の同意 平成十六年香川県告示第百二十五号 (公営住宅法施行令第二条第一項第四号 道路の位置指定 土地改良区の役員の就退任の届出 (二件) 土地改良区の定款変更の認可 (三件) 土地改良事業の認可 (二件) 土地改良事業の適否決定 に規定する数値の決定) の一部改正 介護保険法の規定による事業者及び施設の指定 土地改良区の役員の就任の届出 に規定する数値の決定) の一部改正 般競争入札の実施 示 目 次 (●印は、県法規集掲載事項) ページ (長寿社会対策課) (住宅課) (建築課) (土地改良課) (情報政策課) (県民参画課) 平成17年 6月28日(火曜日) Ξ 七 六 五 = に改める。 の施行期日は、平成十七年七月一日とする。 公布する。 ように改正する。 香川県規則第七十号 香川県規則第六十九号 **第十八条 条例第十八条の規則で定める事項については、香川県行政手続等における情報** 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (平成十七年香川県条例第六号) 通信の技術の利用に関する規則(平成十六年香川県規則第七十三号)の規定の例による。 本則に次の一条を加える 第八条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五項」に改める。 第三条中「第二条第六項 (条例第五条第三項」を「第二条第七項 (条例第五条第四項」 特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成十年香川県規則第五十号) の一部を次の 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに この規則は、平成十七年七月一日から施行する。 (情報通信の技術の利用) 平成十七年六月二十八日 平成十七年六月二十八日 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 則 規 則 香川県知事 香川県知事 真 真 鍋 武 武 紀 紀

香

Ш

県

報

平成十七年六月二十八日

(第九二四七号)

香

Ш

県

香川県告示三百九十五号

定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規 平成十七年六月二十八日

香川県知事 鍋 武 紀

訪問介護	11	丸亀市山北町四一九番代表取締役 倉田典之有限会社パイス	綾歌郡宇多津町浜五番ーいこい ーいこい ドイス訪問介護センタ	三七七一五
活入特定 養生 生	n	三九八番地 でぬき市大川町富田中 さぬき市大川町富田中 有限会社こころ	三九八番地 一名にある 一名の 一名	三七七〇六〇〇二八〇
通所介護	<i>II</i>	○番地一○番地一一番通寺市原田町一五六社社ででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで<l>でででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででででで</l>	番五号 東京の 大利 単一 ピスセンター ピスセンター ケアタウン城下町デイ	三七七〇二〇〇七六八
活型痴 介護 護生 応	II	番地一 電松市三谷町一六八〇 高松市三谷町一六八〇 医療法人社団青冥会	番六高松市三谷町四五五一高松市三谷町四五五一高松市三谷町四五五一	
訪問看護	六月十五日	地七代表取締役の倉田典之内亀市山北町四一九番の場合の	ション二〇一号 コシステートリーマン コシステートリーマン オータコンステート オータョンステート オータョンひかり	九〇〇四五
の 種 類	指定年月日	ては、氏名及び住所)称、代表者の氏名及び称、代表者の氏名及び称、代表者の氏名及びの者にあっては、所述の対象を表現の形式を表現の形式を表現の形式を表現の形式を表現の形式を表現の形式を表現していません。	及び所在地事業所(施設)の名称	事業所番号

	: 0
バイス居宅介護支援スション二〇一号	
マン	
- ・フェ者サニ・・・フ・・・ナー	ション二〇

香川県告示第三百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

路の位置を次のように指定した。

平成十七年六月二十八日

香川県知事

真

武

紀

指 定 号 中土指道 第四号

指定年月日 平成十七年六月十四日

Ξ 指定道路の位置 丸亀市垂水町字荒井七六二 一、七八七 二、七九〇 二、七九一

三及び七九二 五

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル

延長 四五・六五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供

香川県告示第三百九十七号

数値の決定)の一部を次のように改正し、平成十七年七月一日から施行する。 平成十六年香川県告示第百二十五号(公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する

平成十七年六月二十八日

香川県知事 武 紀

年 五 昭 度 七 和 造三階建 中層耐火構 O 八

表香川の項中

年六昭 度〇和 0 に 七 数値の決定)の一部を次のように改正し、平成十七年八月一日から施行する。 に改める。 平成十六年香川県告示第百二十五号(公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する 香川県告示第三百九十八号 表常磐の項中 平成十七年六月二十八日 造三階建 中層耐火構 年六昭 度〇和 を を 造三階建 中層耐火構 年五昭 度五和 年五昭 度七和 造四階建 中層耐火構 造三階建 中層耐火構 年五昭 度五和 その他のもの ガス給湯器のあるもの 公 造四階建 中層耐火構 四階にあるもの その他のもの ガス給湯器のあるもの 告 階、二階又は三階にあるもの 四階にあるもの 一階、二階又は三階にあるもの 香川県知事 真 O . 八二 〇・八七 その他のもの もの ○・八六 鍋 O . 八二 <u>八</u> 武 〇・八七 〇・七七 に改める。 O: 七 O . 八 紀 を 2 2 1 5 3

香川県公告第三百九十号

り読み替えられた香川県会計規則 (昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」とい 香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定によ 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行うので、特定調達契約に関する

う。) 第百六十六条の規定により公告する。

平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。 なお、本公告による調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定 (

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 武 紀

調達内容

- 借入件名及び数量
- を含む。) 借入件名の特質等入札説明書及び仕様書による。 香川県庁舎映像情報システム機器一式 (ソフトウェア、設置、調整及び保守サービ
- 借入期間 平成十七年十月一日から平成二十二年九月三十日まで
- 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 入札方法

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方 の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 する金額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当

入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- ない者であること。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当し
- けされている者であること。 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、 A級に格付

(第九二四七号)

香

Ш

県

報

平成十七年六月二十八日

Ξ

香

格付けの可否の審査を受けること。 一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級 なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあっては、平成十七年七月二十

- **3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者で** あること。
- を証明した者であること。 本公告に示した賃貸借業務を指定する日時までに確実に履行することができること
- Ξ 入札者に要求される事項

説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 **膏類を平成十七年七月二十八日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に関し** 入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する

められた者に限り入札の対象とし、審査結果は入札前日までに通知する。 なお、提出された書類を審査した結果、当該賃貸借業務を履行することができると認

四 入札書の提出場所等

- 課総務・IT推進グル プ 電話番号〇八七 八三二 三一四〇 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策
- 契約の内容を示す場所及び日時

曜日を除く午前八時三十分から午後五時)まで入札説明書及び仕様書を交付する。 四の1の場所で平成十七年六月二十八日から平成十七年七月十二日 (日曜日及び土

業者による同条第九項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による入札の可 第二条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号)

可とする。

入札及び開札の日時及び場所

平成十七年八月十日午後二時 香川県庁北館三階入札室

五 その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 入札保証金及び契約保証金 規則第百五十二条各号に該当する場合は免除
- 3 入札の無効

2

1

効とする。 しなかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行

入札又は開札の取消し又は延期による損害

担とする。 らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、 ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明 又は延期す

5 落札者の決定方法

価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 規則第百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低

6 落札の無効

札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむ を得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。 この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、

予約完結権の譲渡

はならない。 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して

- その他詳細は、入札説明書による。

契約書作成の要否

要

六 Summary

Subject matter of the contract

Kagawa prefectural office image information systems

Time-limit for tender: 2:00 pm., August 10, 2005

3 Contact : Information Policy Division, Policy Planning Department,

Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3140

香川県公告第三百九十一号

業を行うことについて平成十七年六月十三日適当と決定した。同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年七月五日から同月二十五日ま

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

"	香川町	
		名
単独県費補助土地改良事業引土地区	単独県費補助土地改良事業下万塚地区	土地改良事業名
"	香川町建設課	縦 覧 場 所

香川県公告第三百九十二号

良事業を行うことについて平成十七年六月三日認可した。第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

単独	単独員	単独員	大窪池土地改良区 単独員	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)・	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業):	土地改良事業名
上板屋出水地区	大窪池水路地区	島田地区	北岸地区	

"	楠見池土地改良区	"	"	"	II .
単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)久保四号地区	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)にごり池地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)高柳三号地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)袖村出水地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)西尾地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)四反地地区

香川県公告第三百九十三号

事業を行うことについて平成十七年六月三日認可した。第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

平成十七年六月二十八日

香川県知事。 真い鍋 武 紀

北岡地区共同施行	沖地区共同施行	播磨湯地区共同施行	山田池地区共同施行	焼飯出水地区共同施行	事業主体
単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)北岡地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)沖地区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)播磨湯地区	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)山田池地区	区 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 焼飯出水地	土地改良事業名

香川県公告第三百九十四号

平成十七年六月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香

(第九二四七号)

Ш	
県	
報	
777	
平成十七年六月	
年六日	
日	

理 事 綾	種質質	役員の	一 退任した役員		平成十七年	国市池土地改良	土地改良法(香川県公告第		平成十七年	小川土地改良区	土地改良法(香川県公告第		平成十七年	山町岡土地改良	土地改良法(香川県公告第		平成十七年	川町浅野土地改	土地改良法 (香川県公告第	"	支育市		市名	香川県
和之三豊郡三野町大字下高瀬三四四番地一平成一六、	名 住 所 退任年			香川県知事・真の鍋の武	平成十七年六月二十八日	国市池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、		香川県知事・真の鍋の武	平成十七年六月二十八日	小川土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十三日認可した。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	香川県公告第三百九十七号	香川県知事・真の鍋の武	平成十七年六月二十八日	山町岡土地改良区の定款の変更を平成十七年六月三日認可した。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	香川県公告第三百九十六号	香川県知事・真・鍋・武	平成十七年六月二十八日	川町浅野土地改良区の定款の変更を平成十七年五月三十一日認可した。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	香川県公告第三百九十五号	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 高柳一号地区		虫見を捕力に也女忌事を、髪道を指すを、 スネセス	土地改良事業名	· 報 平成十七年六月二十八日
十、三五	年 月 日			紀			リ、三豊郡		紀			飯山町東		紀			丸亀市飯		紀			香川郡香						
香	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	種	役員の	=	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	
川県公告	石井	和泉	手真鍋	藤田	芳地	青野	三木	낌	田尾	攰	**	+	 		氏	任	ηŅ	\$ 1.	尹直	_							石井	
第三				ш	ᄱ	虹	不		尾	岡	川		綾		-0	た	山	岡	鍋	安藤	横澤	小野	芳地	낌	햂	市村	井	
Ħ	貞男	保良	勝	峰弘			不茂廣		尾幸信	丸岡 光春			和之		名	就任した役員	小山 勝己	丸岡 正俊	真鍋。計夫	安藤 博文	横澤 秋雄	小野 忠男	芳地 正一	川口喜夫	前西伊三雄	市村 榮作	并捷之	
九十九	男 "	保良 "	勝					_	. –				和之	. 4		した役員									前西伊三雄 "			(第
香川県公告第三百九十九号			勝 三野町大字下高瀬六五三番地五		. 正	勇 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	茂廣 " " "	_	. –			**************************************	和之三豊郡三野町大字下高瀬	. 4	名	Dた役員									前西伊三雄 " 詫間町大字松崎六六八番地一	榮作	捷之	(第九二匹七号)

"	"	"	"	"	"	理車	種役員類の		"	監車	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	種役員の	· 一		<u> </u>	市木之	
久保	礒野	横山	中塚	礒野	久保	久保	氏	就任した役員	中塚	子谷上	請川	中塚	礒野	高橋	請川	礒野	高橋	深川	久保	久保	氏	退任した役員		平成十七年六月二十八日	郷町十	
勉	正敏	一忠弘	和夫	健	富計	仁逸	名	役員	和夫	滿	道広	光晴	健二	重保	秋善	元春	衛	安夫	泰規	毅	名	役員		年六月	地改良	
"	"	"	"	"	"		住		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		住				区から	
"	"	"	"	"	"	寺市木ク			"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	寺市木之				日	役員の退	
二八一番地	七五二番地	六七〇番地	_ 0,	一〇一七番地	一六五四番地	観音寺市木之郷町一四六三番地口			- - -	六六六番地	六六二番地	一〇七六番地	一〇一七番地	九七二番地	一七〇番地	七五二番地	一五九番地	一〇四八番地	一四〇八番地	観音寺市木之郷町一四九三番地			盉		市木之郷町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	
田地一	地	地一	一〇八番地二	番地	番地	番地二	所		一〇八番地二	地	地	八番地二	番地	地	地	地	地	八番地	番地	番地一	所		香川県知事		について次の	
																							真		とおり屋	
"	"	"	"	"	"	平成	就		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平 成 -	退任		鍋		出があ	
						平成一七、六、	就任年月日													平成一七、五、三二	任 年 月		武紀		た。	
						<u>~</u>	日													Ξ	日					
め る。			別表一			_{ල්}	県立学	香川県教	ř	되	y Z Z	Į Z		Į	里	種役員の	<u>t</u>	ম		计上地数	香川県	"	監事	"	"	
			_				学校学品		T	平成十七年	10月11日]	是	氏		平反十七年		女良艺	果公告	請川	請川	請川	高橋	
			子校の表				則(昭和仪学則の	5 会 規 1		サナー		!! - -		植	夋 准	名		月プラ	日間に	単合がに	V. H. P. P.	博行	格	孝 滿	啓介	
			公香川県				当十六	育委員会規則第二十号	-	す七年プ月二十八日		E	教育	E	大田郡	住		ゴ七年プ月二十八日		みずり	- 7 9	"	"	"	"	
			局等学校の表香川県立笠田高等学校の項中				校学則(昭和三十六年香川県教育立学校学則の一部を改正する規則	Ę	}	-	、言る表	デー る 見	教育委員会規則	=	大打				京信に	光 佳 等		"	"	"	"	
			同等学校				宗教育委 親則	İ			見をここ		規則	3	文字平木				1 7	ノーこと	1 - -	=	八六	Ξ	岦	
		1	•	7			校学則(昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正す立学校学則の一部を改正する規則		霍		男立学林学貝の一名を改立する英貝をこうは父祈する。	日本市トる。		フ ノ フ 社	大丑郡三木叮大字平木六八六番也	所	香川県知事	† 	6.12年7月二十八日	表式連合から及員の优任この100次のこうり届出が50 tg ほ対(昭和二十四年没得第百ナ十五号)第十八条第十六項の規定により		一一六六番地	八六三番地	二八二番地	七五七番地七	
		食品化学科」	1. A 1. A 1. A	À			号 の		川 県	Į							真		t	が多った	-					
	會		を		_ #		一部を次		教育						172		鍋	}	t	はの 対策		"	"	,,	"	
	P		温	뀦	交		ô		季	È				F	平成一七、	就	五	.		ו ו	=	••			••	
	食品科学科」	食品化学科	植物科学科	園芸科	農産科学科		よう		ļ			L] -	– Ę	就任年月日	Ш	u		ij	į					